高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則

（令和６年３月 29 日
規 則 第 ９２ 号）

最終改正　令和７年３月 29 日規則第 115 号

（趣旨）

第１条　この細則は、国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門に所属する教員の中で、任期を付して雇用している講師及び助教（以下「当該教員」という。）に係る再任審査の実施に関し、必要な事項を定める。

（再任の申出）

第２条　当該教員は、定められた任期期間における教育、研究、社会貢献及び管理運営に関する活動実績について、当該任期満了の６か月前までに、活動報告書（別紙様式第１号）及び再任審査申請書（別紙様式第２号）を人文社会科学系長へ提出する。

（再任審査委員会）

第３条　教育学部門人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、当該教員の再任審査を行うため、再任審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員会の構成は、次のとおりとする。

(1)　委員長　１名

(2)　当該教員が基幹教員として配置された学部又は専任教員として配置された専攻（当該教員が採用等される際、規則第３条の規定に基づき提出した同意書に記載した教育研究組織をいう。以下同じ。）の教員

ア　学部の場合

①　当該教員が担当するコースの長及び教員　各１名以上

②　当該教員が担当するコース以外の教員　１名以上

イ　専攻の場合

①　専攻の教員　３名以上

(3)　その他委員長が必要と認めた者

３　委員長は、当該教員が基幹教員として配置された学部又は専任教員として配置された専攻の教員の中から、人事委員会が選出する。

４　委員長は、第２項第２号から第４号までの委員を選出した後、その旨を速やかに人事委員会に報告し、了承を得なければならない。

５　委員長は、第２項第２号の委員を兼ねることができる。

６　委員には、必ず２名以上の教授を含むものとする。

７　委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

８　審査委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

９　審査委員会の議決は、出席委員の３分の２以上の同意をもって決す。

（再任審査）

第４条　審査委員会は、活動報告書、再任審査申請書、研究業績調書及び面接により審査を行い、審議の上、議事録（再任審査経過報告書）を作成し、人事委員会に報告する。

２　前項の報告を受けた人事委員会は、審議の上、教育学部門会議（以下「部門会議」という。）にその結果を報告する。

３　前項の報告を受けた部門会議は、審議の上、人文社会科学系教授会（以下「学系教授会」という。）にその結果を報告する。

４　前項の報告を受けた学系教授会は、再任の可否を当該任期満了の３か月前までに審議する。

５　人文社会科学系長は、前項の結果に基づき再任申請書（別紙様式第３号）を学長に提出し、承認を得る。

（当該教員への再任審査結果通知）

第５条　人文社会科学系長は、前条第５項による再任審査結果を当該教員に対し再任審査結果通知書（別紙様式第４－１号又は別紙様式第４－２号）により通知する。

（再任再審査請求）

第６条　当該教員は、前条の決定に不服な場合には、再任再審査請求書（別紙様式第５号）を１回に限り、人文社会科学系長へ提出することができる。

２　前項の再任再審査請求は、再任審査結果通知書受理後、７日以内に行わなければならない。

（再任再審査委員会）

第７条　前条による再任再審査を行うため、人事委員会は再任再審査委員会（以下「再審査委員会」という。）を設置する。

２　再審査委員会は、第３条第２項に定める委員を除く人事委員会が選出する教授５名を

もって構成する。

３　再審査委員会に委員長を置き、前項に掲げる構成委員の互選により選出する。

４　委員長は、再審査委員会を招集し、その議長となる。

５　再審査委員会の成立要件及び議決要件は、第３条第８項及び第９項の規定を準用する。

（再任再審査）

第８条　再審査委員会は、当該教員からの事情聴取を行うなど再任の可否を速やかに審議の上、議事録（再審査経過報告書）を作成し、人事委員会にその結果を報告する。

２　前項の報告を受けた人事委員会は、再任の可否を速やかに審議の上、部門会議にその結果を報告する。

３　前項の報告を受けた部門会議は、再任の可否を速やかに審議の上、学系教授会にその結果を報告する。

４　前項の報告を受けた学系教授会は、再任の可否を速やかに審議する。

５　人文社会科学系長は、前項の結果に基づき再任（再審査）申請書（別紙様式第６号）を学長に提出し、承認を得る。

（当該教員への再任再審査結果通知）

第９条　人文社会科学系長は、前条第５項による再任再審査結果を当該教員に対し再任再審査結果通知書（別紙様式第７－１号又は別紙様式第７－２号）により通知する。

（雑則）

第 10 条　この細則に定めるもののほか、当該教員の再任審査及び再任再審査に必要な事項は、別に定める。

附　則

この細則は、令和６年３月 29 日から施行する。

附　則（令和７年３月 29 日規則第 115 号）

この細則は、令和７年４月１日から施行する。

別紙様式第１号（第２条関係）

活 動 報 告 書

所 属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

任期期間：　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日（　　年間）

Ⅰ　教員活動の記録

任期中に教員活動の記録・評価システムに入力した「教員活動の記録」を、年度ごとに提出して下さい（電子データでの提出可）。入力していない年度の活動については、「学部・専攻／学系・部門独自の評価基準表」に記入して提出して下さい。

Ⅱ 教 育

「教員活動の記録」に記入した以外の活動について、特記事項があれば記載して下さい（行数は変更してかまいません。）。

Ⅲ 研 究

（１）著書、論文、学会発表等の研究業績については、「研究業績調書」に全ての業績を記入し、任期期間中に行った業績の番号に〇印をつけて提出して下さい。

任期期間中の業績（まとめ）

著書	編
論文	編
その他	編
学会発表等	回
作品	編
演奏会	回
競技会	回

（２）その他「教員活動の記録」に記入した以外の活動について、特記事項があれば記載して下さい。

Ⅳ 社会貢献及び管理運営

「教員活動の記録」に記入した以外の活動について、特記事項があれば記載して下さい。

別紙様式第２号（第２条関係）

再 任 審 査 申 請 書

年　　月　　日

人 文 社 会 科 学 系 長　殿

所 属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、大学の教員等の任期に関する法律に基づく高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に従って再任可能であると考え、ここに申請しますので再任審査をよろしくお願いします。なお、審査にあたっては、審査委員会に対して「教員活動の記録」の内容を提示することを了承します。

別紙様式第３号（第４条関係）

再 任 申 請 書

年　　月　　日

国立大学法人高知大学長　殿

人 文 社 会 科 学 系 長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき、下記審査申請者を審査した結果、下記の理由により

再任を［認める／認めない］こととしたいので承認願います。

記

所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔理 由〕

別紙様式第４－１号（第５条関係）

再 任 審 査 結 果 通 知 書

年　　月　　日

殿

人 文 社 会 科 学 系 長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任審査した結果、再任について学長の承認が得られましたのでお知らせします。

別紙様式第４－２号（第５条関係）

再 任 審 査 結 果 通 知 書

年　　月　　日

殿

人 文 社 会 科 学 系 長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任審査した結果、下記の理由により再任を認めないことについて、学長の承認を受け決定しましたので、お知らせします。

なお、再審査を希望される場合には、　　月　　日までに再任再審査請求書を小職あて提出願います。

記

〔理 由〕

別紙様式第５号（第６条関係）

再 任 再 審 査 請 求 書

年　　月　　日

人 文 社 会 科 学 系 長　殿

所 属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、再任を認めない旨の通知を受けましたが、下記の理由により再任再審査を請求しますので、よろしくお願いします。

記

〔理 由〕

別紙様式第６号（第８条関係）

再 任（再審査）申 請 書

年　　月　　日

国立大学法人高知大学長　殿

人 文 社 会 科 学 系 長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき、下記再審査申請者を審査した結果、下記の理由により

再任を［認める／認めない］こととしたいので承認願います。

記

所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔理 由〕

別紙様式第７－１号（第９条関係）

再 任 再 審 査 結 果 通 知 書

年　　月　　日

殿

人 文 社 会 科 学 系 長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任再審査した結果、再任について学長の承認が得られましたのでお知らせします。

別紙様式第７－２号（第９条関係）

再 任 再 審 査 結 果 通 知 書

年　　月　　日

殿

人 文 社 会 科 学 系 長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任再審査した結果、下記の理由により再任を認めないことについて、学長の承認を受け決定しましたので、お知らせします。

記

〔理 由〕